

J R 東海労働関西地「申」第28号  
2020年4月3日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

「のぞみ20号における旅客対応」に関する緊急申し入れ

4月2日、のぞみ20号（F4編成）に於いて、名古屋駅から12号車に乗車した旅客から発熱などの自己申告により静岡駅で臨時停車し当該旅客の降車手配をする事象が発生した。

聞くとところによると、発熱の症状を訴えていることから「新型コロナウイルス」感染の疑いも考えられる。

今回の事象に対して、東京駅到着後、運用変更することなく「のぞみ45号」として所定運用している。また、現状、会社から乗務員に対して「新型コロナウイルス」感染の疑いがある旅客が乗車した場合の対応方が明らかにされていないことは問題があると考えられる。

よって以下のように申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. のぞみ20号における旅客対応について、名古屋駅から静岡駅係員に引き継ぐまで時系列で具体的に明らかにすること。
2. 発熱の症状を訴えていることから「新型コロナウイルス」感染の疑いも考えられる。当該旅客の病状等の検査結果を明らかにすること。
3. 当該旅客から発熱などの申告を受けた後、各乗務員及び各指令の対応を具体的に明らかにすること。
4. のぞみ20号が東京駅到着後、のぞみ45号として所定運用している。運用変更すべきであったと考えるが、会社の見解を明らかにすること。
5. 当該旅客が乗車した12号車の清掃等はどのように行ったのか明らかにすること。また、当該旅客が乗車した12号車の消毒等は、行ったのか明らかにすること。
6. 社員が体調不良等を訴え、「新型コロナウイルス」に感染が懸念される場合は、会社の責任に於いて有給の休業とすると同時に、感染が確認されたときは障害休暇とすること。

7. 保健所からの指導により関係した乗務員のPCR検査等が必要な場合、その医療費は、全額、会社が負担すること。

以上